

300人以下の従業員を雇用する事業主の皆さんも 一般事業主行動計画を策定し 届け出ましょう

次世代育成支援対策推進法では、301人以上の従業員を雇用する事業主は、従業員が仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備など（次世代育成支援対策）を推進するため、「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ることが義務づけられています。300人以下の従業員を雇用する事業主の皆さんも行動計画を策定し、届け出るよう努めましょう。

一般事業主行動計画とは

それぞれの企業等が、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組みするため、「計画期間」[「目標」「目標を達成するための対策とその実施時期」]の3点を定めるものです。

取り組むメリットは

- ・ 企業のイメージアップ
- ・ 従業員のモラル向上による生産性の向上
- ・ 育児などを理由に退職する従業員が減ることによる、優秀な人材の定着

次世代認定マークを使用し て企業のイメージアップを

行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出た企業が、その計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした場合、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、次世代認定マークを、広告、商品名刺、求人広告等につけることができます。

次世代認定マークをつけることにより、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業であることが広く周知され、企業のイメージアップにつながります。

また、求人広告やハローワークの求人票に記載することにより、優秀な人材の確保などが期待できます。



▶ 認定を受けた企業などが使用する次世代認定マーク。このマークを使用している企業などは仕事と子育ての両立支援に対する取り組みを推進しています。

《問合せ》

兵庫県労働局雇用均等室

☎ 078-136710820

豊岡市非常勤嘱託職員募集のお知らせ

職種	採用予定人員	応募資格	職務内容	勤務条件
パート保育士	2人	昭和22年4月2日以降に生まれ、児童福祉法に定める保育士資格所持者、または平成19年4月1日までに取得できる方	保育所での保育業務等	報酬…月額133,100円 勤務日等…週5日(各日午後6時間、週30時間)勤務、 休日は土曜日および日曜日
宿日直員	1人	昭和17年4月2日以降に生まれの方	本庁での宿直および日直業務	報酬…日額6,500円 勤務日等…月13日程度勤務 (ローテーション勤務)
配送業務員	1人	昭和17年4月2日以降に生まれ、普通自動車運転免許所持者	本庁・総合支所間等の文書の配送業務等	報酬…月額102,800円 勤務日等…週5日(各日5時間、週25時間)勤務、 休日は土曜日および日曜日

▷ 面接試験 日時、場所は、後日連絡します。

▷ 申込方法 職員課にある申込書に必要事項を記入の上、資格証明書等の写しを添えて提出ください。

▷ 受付期間 3月12日(月)～20日(火)

▷ 採用予定日 4月1日

▷ 申込み・問合せ 職員課